

答 申 書
(答申第57号)
平成19年8月8日

1 審査会の結論

上川支庁が発注する農業農村整備事業に関して独占禁止法の規定に基づき行われた審査の際に公正取引委員会から提出命令を受けた関係書類一式のうち公正取引委員会還付資料一覧の別紙1の表に掲げる公文書について、同表に記載されている非開示部分のうち、同表の右欄に掲げる部分は開示すべきであるが、その余の部分を非開示としたことは妥当である。

2 異議申立ての経過並びに異議申立人の主張及び実施機関の説明の要旨
(省略)

3 審査会の判断

(1) 本件諮問事案に係る開示請求の対象公文書について

本件諮問事案に係る開示請求（以下「本件開示請求」という。）の対象公文書は、公正取引委員会による平成12年5月15日付け勧告書（平成12年（勧）第7号及び同第8号）に関して上川支庁が発注する農業農村整備事業に係る農業土木工事の施工業者等に対して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）の規定に基づき行われた審査の際に公正取引委員会から提出命令を受けた関係書類一式のうち上川支庁関係分（以下「本件資料」という。）である。

(2) 本件諮問事案における審議について

ア 本件資料は、平成11年10月20日、上川支庁が発注する農業農村整備事業に関し、公正取引委員会の立入調査の際に提出を命ぜられたものであり、その後、平成14年4月11日に、同委員会から還付されている。

イ 本件資料は、ロッカーや机などに入っていたもので、形態としてはファイリングされていたもののほか、封筒にバラ入れのものやクリップ止めのものなどで、その種類も発注目標額を記載した調整表、再就職に関する資料、企業からの人材要請書、個人の執務参考資料、職員録等の冊子、刊行物、メモ、個人の手帳・ノートなど多種多様なものであった。

なお、本件資料には、決裁・報告等の手続を経て管理されているものはなかった。

ウ 北海道知事（以下「実施機関」という。）は、本件資料95件の内容を点検し、公文書66件、補助的文書27件及び私物10件（95件の文書には様々な文書が存在することから、文書を細分類したものがあつたため、分類後の件数の合計は95件とは一致しない。）に分類した。

エ この分類をもとに、実施機関は、平成14年6月4日、公文書と分類されたものについては開示ないし一部開示決定処分を、補助的文書及び私物に分類されたものについては不存在通知を行った。

オ 異議申立人は、公文書として分類された66件のうち27件について、平成14年7月31日付けで一部開示決定処分の取消しを求めた。

カ その後、異議申立人は、平成16年4月14日付けで、実施機関に対し異議申立てを一部取り下げる旨の書面を提出した。これを受けて、実施機関は、当審査会に対して、平成16年6月2日付けで、諮問の一部を取り下げる旨の書面を提出した。

キ 当審査会は、異議申立人が異議申立ての一部取下げ後も公文書19件（以下「本件公文書」という。）について、実施機関が北海道情報公開条例（平成10年北海道条例第28号。以下「条例」という。）第10条第1項第1号に規定する非開示情報（以

下「1号情報」という。)、同項第2号に規定する非開示情報(以下「2号情報」という。)、同項第5号に規定する非開示情報(以下「5号情報」という。))及び同項第6号に規定する非開示情報(以下「6号情報」という。))に該当するとして一部開示決定処分(以下「本件処分」という。))を行ったことの取消しを求めていることから、その妥当性について判断することとする。

(3) 1号情報の該当性について

ア 条例第10条第1項第1号は、個人の思想、宗教、身体的特徴、健康状態、家族構成、学歴、職歴、住所、所属団体、財産、所得等に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、特定の個人が識別され得るものうち、通常他人に知られたいと認められるものは、非開示情報に該当する旨を定めている。

イ 対象公文書について

1号情報が記録されている公文書は、別紙2のIに掲げるとおりである。

ウ 再就職に係る道職員OBの氏名(別紙2のIの16①、16②及び16③)

(ア) 実施機関は、公務員の職務に関する情報ではなく個人に関する情報であり、通常他人に知られたいと認められる旨主張する。

(イ) 再就職に関する情報のうち、道職員OBの氏名については、直接特定の個人が識別され得る情報であり、開示することにより、当該個人の退職後の再就職先が明らかとなり、一般にこのような情報は、通常他人に知られたいと認められることから、1号情報に該当するものと判断する。

なお、この情報については、北海道情報公開審査会答申第60号(平成15年5月29日)において、既に同様の判断がなされているところである。

また、道は、この答申を踏まえ、「再就職者の氏名の公表について」(平成15年9月16日付け人事課通達)により、平成15年度の決算特別委員会への提出資料より本庁課長相当職以上の職員の氏名を公表することとしたところである。

エ 「工事業者別指名・受注実績及び年度別内訳」に係る個人名並びに「引継書」に係る法人職員の氏名及び職名(別紙2のIの6②、17①及び23①)

(ア) 実施機関は、個人に関する情報であり、通常他人に知られたいと認められる旨主張する。

(イ) これらは、直接又は他の情報と組み合わせることにより特定の個人が識別され得る情報であり、開示することにより、勤務先が明らかとなり、一般にこのような情報は通常他人に知られたいと認められることから、1号情報に該当するものと判断する。

オ 「引継書」等に係る道職員の氏名(別紙2のIの17①、23①及び41)

(ア) 実施機関は、特定の個人が識別される情報であり、通常他人に知られたいと認められる旨主張する。

(イ) これらは、引継書における引継者及び引受者の氏名、並びに公文書を送付する際の送付者及び宛先の氏名であり、公務員の職務の遂行に係る情報と認められることから、1号情報に該当しないものと判断する。

カ その他の個人名、所属団体名、所属団体の職名及び個人が特定され得る記述(別紙2のIの6①、12-1①、12-2①、16②③④、17③④及び38①)

(ア) 実施機関は、本件資料が道が公正取引委員会に提出し還付を受けた資料であり、同委員会から受注調整行為に対する行政指導を受けた中では、開示することによりいわれのない非難等を受けることが容易に推認でき、通常他人に知られたいと認められる旨主張する。

(イ) これらは、道職員及び道職員OB以外の氏名並びにそれが特定され得る記述であり、直接又は他の情報と組み合わせることにより特定の個人が識別され得る情報であり、開示することにより、勤務先が明らかとなり、また、勤務先が明らかとならない場合であっても、本件資料が公正取引委員会による独占禁止法の規定

に基づき行われた審査の際に提出命令を受けたものであり、同委員会から受注調整行為に対する行政指導を受けたことを考慮すると、社会からこの不正に関与した者であるとみなされることは否定できないと考える。

したがって、このような情報は、通常他人に知られたくないと認められることから、1号情報に該当するものと判断する。

(4) 2号情報の該当性について

ア 条例第10条第1項第2号は、法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。）に関する情報及び事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、開示することにより、当該法人等及び当該事業を営む個人の競争上若しくは事業運営上の地位又は社会的な地位が不当に損なわれると認められるものは、非開示情報に該当する旨を定めている。

イ 対象公文書について

2号情報が記録されている公文書は、別紙2のⅡに掲げるとおりである。

ウ 「平成11年度工事登録業者実施経過表」等に係る余白にメモが記載されている情報並びにメモが記載されている箇所の業者番号、登録番号、格付、団体名、会社名及び所在地（別紙2のⅡの6①、12-1①、16②③④及び42①）

(ア) 実施機関は、余白にメモが記載されている当該箇所の欄の会社名は、記載されていることにより、本件資料が道が公正取引委員会に提出し還付を受けた資料であり、同委員会から受注調整行為に対する行政指導を受けた中では、開示することによりいわれのない誤解を受けることが容易に推認でき、事業運営上の地位又は社会的な地位が不当に損なわれると認められる旨主張する。

(イ) これらの公文書では、メモが記載されている箇所を除き、業者番号、登録番号、格付、団体名、会社名及び所在地は既に開示されている。

メモが記載されている箇所の業者番号、登録番号、格付、団体名、会社名、所在地及び余白のメモは、当該特定の法人が特定され得る情報と認められ、さらに、本件資料が公正取引委員会による独占禁止法の規定に基づき行われた審査の際に提出命令を受けたものであり、同委員会から受注調整行為に対する行政指導を受けたことを考慮すると、メモが記載されているこれらの部分を開示することにより、これらの情報から識別される特定の法人が、社会からこの不正に関与した法人であるとみなされることは否定できないと考える。

したがって、開示することにより、当該法人の競争上若しくは事業運営上の地位又は社会的な地位が不当に損なわれると認められることから、2号情報に該当するものと判断する。

エ 「工事業別指名・受注実績及び年度別内訳」等に係る指名数、落札数及び落札金額（別紙2のⅡの6②、23①②③、76①及び77①）

(ア) 実施機関は、指名、落札実績で、法人の保有するノウハウや販売・営業上の情報であり、当該法人の事業活動が不当に損なわれると認められる旨主張する。

(イ) これらは、業者別の年度ごとの道の指名数、落札数及び落札金額であり、開示することにより、道から何件の指名を受け、そのうち何件が落札に至ったのかが明らかになるとともに、落札金額の総額が明らかになる。

しかしながら、道は、農政、水産林務及び建設部門別において、受注実績のあった全業者について受注額を公表していることなどを考慮すると、これらの情報を開示することにより、当該法人の事業活動が不当に損なわれるとは認められない。

したがって、これらの情報については、2号情報に該当しないものと判断する。

オ 「工事指名選考資料」に係る備忘的なメモが記載されている箇所（別紙2のⅡの9-1①）

(ア) 実施機関は、文書の指名業者名欄にメモされている情報であり、本件資料が道

が公正取引委員会に提出し還付を受けた資料であり、同委員会から受注調整行為に対する行政指導を受けた中では、開示することにより当該業者がいわれのない誤解を受けることが容易に推認でき、事業運営上の地位又は社会的な地位が不当に損なわれると認められる旨主張する。

(イ) この公文書では、メモが記載されている情報を除き、業者名等はすべて開示されている。

本件資料が公正取引委員会による独占禁止法の規定に基づき行われた審査の際に提出命令を受けたものであり、同委員会から受注調整行為に対する行政指導を受けたことを考慮すると、メモの情報を開示することにより、メモが記載されている箇所の当該指名業者が、社会からこの不正に関与した法人であるとみなされることは否定できないと考える。

したがって、開示することにより、当該法人の競争上若しくは事業運営上の地位又は社会的な地位が不当に損なわれると認められることから、2号情報に該当するものと判断する。

カ 「事業執行上の留意事項」等に係る業者番号、格付、市町村名、業者名、団体名、所在地、地区名及び業者が特定され得る記述（別紙2のⅡの10①②③、12-2①、13①、17③④及び38①）

(ア) 実施機関は、文書の業者名欄等に記載されている情報であり、本件資料が道が公正取引委員会に提出し還付を受けた資料であり、同委員会から受注調整行為に対する行政指導を受けた中では、開示することにより当該業者がいわれのない誤解を受けることが容易に推認でき、事業運営上の地位又は社会的な地位が不当に損なわれると認められる旨主張する。

(イ) これらは、当該特定の法人が特定され得る情報と認められ、さらに、本件資料が公正取引委員会による独占禁止法の規定に基づき行われた審査の際に提出命令を受けたものであり、同委員会から受注調整行為に対する行政指導を受けたことを考慮すると、開示することにより、これらの情報から識別される特定の法人が、社会からこの不正に関与した法人であるとみなされることは否定できないと考える。

したがって、開示することにより、当該法人の競争上若しくは事業運営上の地位又は社会的な地位が不当に損なわれると認められることから、2号情報に該当するものと判断する。

キ 「舗装工事業者の変更について」に係る業者名、業者格付及び所在地名（別紙2のⅡの43-1①）

(ア) 実施機関は、業者選考事務に関する情報であり、変更前、変更後の業者名を開示することにより、事業運営上の地位又は社会的な地位が不当に損なわれると認められる旨主張する。

(イ) これは、舗装工事に係る指名業者の変更に関する資料であり、指名委員会の指導に伴い変更が検討されている業者名等が記載されている。

これらの情報は、当該特定の法人が特定され得る情報と認められ、開示することにより、何らかの理由により指名の変更が検討されている業者であることが明らかとなり、社会から誤解を受けることは否定できないと考える。

したがって、開示することにより、当該法人の競争上若しくは事業運営上の地位又は社会的な地位が不当に損なわれると認められることから、2号情報に該当するものと判断する。

(5) 5号情報の該当性について

ア 条例第10条第1項第5号は、道と国等との間における協議により、又は国等からの依頼により、実施機関が作成し、又は取得した情報であって、開示することが当該協議又は依頼の条件又は趣旨に反し、国等との協力関係が著しく損なわれることにより、当該協議又は依頼に係る事務又は事業の適正な執行に支障が生ずると認め

られるものは、非開示情報に該当する旨を定めている。

イ 対象公文書について

5号情報が記録されている公文書は、「会計検査実施結果」及び「平成11年度会計検査農水省情報」である。（別紙2のⅢの1①及び54①）

ウ 実施機関は、会計検査の実施検査内容に関する情報で、開示することが協議又は依頼の趣旨に反し、国との間における協力関係が著しく損なわれ、当該事務又は事業の適正な執行に支障が生ずると認められる旨主張する。

エ これらは、会計検査院による実施検査時における質疑応答など、検査過程における調査官とのやり取りを実施機関が整理した文書であり、開示することにより、会計検査院は、検査過程に関する情報について、開示された場合の支障の有無を検討した上で取り扱わざるを得なくなり、情報の交換等にも支障を来すことになると考える。

したがって、開示することが協議又は依頼の条件又は趣旨に反し、国との協力関係が著しく損なわれることにより、当該協議又は依頼に係る事務又は事業の適正な執行に支障が生ずると認められることから、5号情報に該当するものと判断する。

(6) 6号情報の該当性について

ア 条例第10条第1項第6号は、試験の問題及び採点基準、検査、取締り等の計画及び実施要領、争訟の方針、入札予定価格、用地買収計画その他の道又は国等の事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、当該事務若しくは事業の目的を失わせ、又は当該事務若しくは事業若しくは将来の同種の事務若しくは事業の公正若しくは円滑な実施を著しく困難にすると認められるものは、非開示情報に該当する旨を定めている。

イ 対象公文書について

6号情報が記録されている公文書は、別紙2のⅣに掲げるとおりである。

ウ 「懸案事項」及び「管理課長引継資料」（別紙2のⅣの17②及び73①）

(ア) 実施機関は、懸案事項であり、現在行われつつある又は行われようとしている事務若しくは事業の公正又は円滑な実施を著しく困難にすると認められる旨主張する。

(イ) これらは、上川支庁において、今後検討し又は進めていこうとしている事務又は事業のうち、懸案となっている事項について、その経過、課題、今後の対応などが記載されていることを考慮すると、行政内部における検討過程の内容が開示されることにより、外部から圧力や干渉等の影響が及ぶことも予想され、当該懸案事項となっている事務又は事業のみならず、今後の同種の事務又は事業においても、公正又は円滑な実施を著しく困難にすることは否定できないと考える。

したがって、開示することにより、当該事務若しくは事業の目的を失わせ、又は当該事務若しくは事業、将来の同種の事務若しくは事業の公正若しくは円滑な実施を著しく困難にすると認められることから、6号情報に該当するものと判断する。

エ 「談合情報処理経過」（別紙2のⅣの63①）

(ア) 実施機関は、談合情報と処理経過に関する情報で、現在行われつつある又は行われようとしている事務若しくは事業の公正又は円滑な実施を著しく困難にすると認められる旨主張する。

(イ) これは、道に対する談合の通報内容及びその処理経過が記載されていることから、この内容が開示されると、通報者と道との信頼関係を損なうことが容易に推測され、その結果、当該談合情報に係る事務処理のみならず、同種の事務の将来における円滑な実施を著しく困難にすると認められる。

したがって、開示することにより、当該事務若しくは事業の目的を失わせ、又は当該事務若しくは事業、将来の同種の事務若しくは事業の公正若しくは円滑な実施を著しく困難にすると認められることから、6号情報に該当するものと判断

する。

(7) 異議申立人のその他の主張

異議申立人のその他の主張については、条例の解釈適用を左右するものではないと考えられることから、いずれも採用することはできない。

以上のことから、結論のとおり判断した。

(8) 実施機関に対する意見

本件においては対象となる文書量が膨大であることから、実施機関においては、審査会の答申の趣旨を踏まえ、適切に処理することを求めるものである。

4 審査会の処理経過の概要

本件諮問事案についての処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 経 過
平成14年 8 月 23 日	○ 諮問書の受理（諮問番号262） ○ 実施機関から関係書類（①諮問文、②異議申立書の写し、③公文書開示請求書の写し、④公文書開示決定期間延長通知書の写し、⑤公文書一部開示決定通知書の写し、⑥異議申立ての概要、⑦理由説明書、⑧対象公文書の写し）の提出
平成14年 9 月 11 日 （第48回審査会）	○ 実施機関から本件処分の理由等を聴取 ○ 異議申立人の意見陳述 ○ 本件諮問事案の審議を第一部会に付託
平成16年 6 月 2 日 （第一部会）	○ 審議
平成16年 8 月 4 日 （第一部会）	○ 審議
平成16年11月26日 （第一部会）	○ 審議
平成17年 3 月 17 日 （第一部会）	○ 審議
平成17年 5 月 27 日 （第 1 回審査会）	○ 本件諮問事案の審議を第二部会に付託
平成17年 6 月 22 日 （第二部会）	○ 審議
平成17年 7 月 20 日 （第二部会）	○ 審議
平成17年10月24日 （第二部会）	○ 審議

平成17年12月12日 (第二部会)	○ 審議
平成18年1月23日 (第二部会)	○ 審議
平成18年6月19日 (第二部会)	○ 審議
平成18年7月21日 (第二部会)	○ 審議
平成18年8月21日 (第二部会)	○ 審議
平成18年11月27日 (第二部会)	○ 審議
平成18年12月18日 (第二部会)	○ 審議
平成19年1月24日 (第二部会)	○ 審議
平成19年2月19日 (第二部会)	○ 審議
平成19年3月19日 (第二部会)	○ 審議
平成19年4月20日 (第二部会)	○ 審議
平成19年5月11日 (第二部会)	○ 審議
平成19年6月5日 (第21回審査会)	○ 答申案審議
平成19年8月6日 (第22回審査会)	○ 答申案審議
平成19年8月8日	○ 答申

異議申立てに係る非開示部分及び開示すべき部分

対象公文書名		非開示とした部分	開示すべき部分
1	H11支庁耕地課長会議	①会計検査実施結果	全体
6	工事関係調整表	①平成11年度工事登録業者実施経過表	個人名 業者番号 会社名 所在地
		②工事業者別指名・受注実績及び年度別内訳	個人名 指名数 落札数 落札金額
9-1	指名選考委員会関係資料	①工事指名選考資料	備忘的なメモが記載されている箇所
10	H11・11月工事分配当要求調書	①平成11年度 11月分 工事分 配当要求書	会社名
		②平成11年度 11月分 委託分 配当要求書	会社名
		③地区予算システム入力内容確認プログラム	会社名
12-1	支庁工事関係調整表	①平成11年度工事登録業者実施経過表	個人名 業者番号 会社名 所在地名 メモ書き
12-2	事業執行上の留意事項	①H11 事業執行上の留意事項 (工事・委託)	個人名 個人の所属団体名 業者名 格付 市町村名 業者番号 業者が特定され得る記述
13	工事管理関係書類	①耕地課長、主幹打ち合わせ議題	業者名
16	事務連絡、調整表等	①【工事関係調整表支庁1】	OB氏名
		②業者一覧(1)第1回変更1999/9/10	OB氏名 余白の個人名 業者番号 格付 団体名 会社名 所在地名 備忘的メモ
		③業者一覧(1)第1回変更1999/8/9	OB氏名 余白の個人名 業者番号 格付 団体名 会社名 所在地名 備忘的メモ
		④平成11年度(第1回変更)委託業務 訂正6	個人名 登録番号 会社名 所在地名
17	事務引継書	①引継書	法人職員の氏名 職名
		②懸案事項	全体(項目を除く)

		③事業執行上の留意事項	個人名 個人の所属団体の職名 個人が特定され得る記述	
			業者名 団体名 市町村名	
		④平成11年度執行計画について	個人名	
			業者番号 会社名 所在地 団体名 地区名	
23	工事業者別指名 受注実績	①工事業者別 指名・受注実績及 び年度別内訳	個人名 指名数 落札数 落札金額	うち道職員の氏名 同左 同左 同左
		②年度別指名実績一覧表	指名数 落札数	同左 同左
		③H11工事	指名数 落札数	同左 同左
38	事業執行上の留 意事項	①事業執行上の留意事項	個人名 個人の所属団体の職名	
			業者名 団体名 市町村名	
41	入札に関する J V 調書	入札に関する J V 調書	個人名	うち道職員の氏名
42	支庁調整表	①道営事業実施打ち合わせ資料	会社名 登録番号 所在地	
43-1	業者変更につい て	①舗装工事業者の変更について	業者名 業者格付 所在地名	
54	支庁耕地課主幹 会議資料	①平成11年度会計検査 農水省情 報	全体	
63	談合情報対応資 料	①談合情報処理経過	全体	
73	管理課長事務引 継書	①管理課長引継資料	内容	
76	工事業者別受注 実績	①業者別受注実績 (H9・H10)	指名数 落札数	同左 同左
77	委託業者別受注 実績	①業者別受注実績 (H9・H10)	指名数 落札数	同左 同左

非開示条項別の異議申立てに係る非開示部分及び開示すべき部分

I 条例第10条第1項第1号に該当する非開示部分及び開示すべき部分

対象公文書名		非開示とした部分	開示すべき部分	
6	工事関係調整表	①平成11年度工事登録業者実施経過表	個人名	
		②工事業者別指名・受注実績及び年度別内訳	個人名	
12-1	支庁工事関係調整表	①平成11年度工事登録業者実施経過表	個人名	
12-2	事業執行上の留意事項	①H11 事業執行上の留意事項 (工事・委託)	個人名 個人の所属団体名	
16	事務連絡、調整	①【工事関係調整表支庁1】	OB氏名	
		②業者一覧(1)第1回変更1999/9/10	OB氏名 余白の個人名	
		③業者一覧(1)第1回変更1999/8/9	OB氏名 余白の個人名	
		④平成11年度(第1回変更)委託業務 訂正6	個人名	
17	事務引継書	①引継書	法人職員の氏名 職名	うち道職員の氏名
		③事業執行上の留意事項	個人名 個人の所属団体の職名 個人が特定され得る記述	
		④平成11年度執行計画について	個人名	
23	工事業者別指名受注実績	①工事業者別 指名・受注実績及び年度別内訳	個人名	うち道職員の氏名
38	事業執行上の留意事項	①事業執行上の留意事項	個人名 個人の所属団体の職名	
41	入札に関するJV調書	入札に関するJV調書	個人名	うち道職員の氏名

II 条例第10条第1項第2号に該当する非開示部分及び開示すべき部分

対象公文書名		非開示とした部分	開示すべき部分	
6	工事関係調整表	①平成11年度工事登録業者実施経過表	業者番号 会社名 所在地	
		②工事業者別指名・受注実績及び年度別内訳	指名数 落札数 落札金額	同左 同左 同左
9-1	指名選考委員会関係資料	①工事指名選考資料	備忘的なメモが記載されている箇所	
10	H11・11月工事配当要求調書	①平成11年度 11月分 工事分 配当要求書	会社名	
		②平成11年度 11月分 委託分 配当要求書	会社名	
		③地区予算システム入力内容確認プログラム	会社名	
12-1	支庁工事関係調整表	①平成11年度工事登録業者実施経過表	業者番号 会社名 所在地名 メモ書き	
12-2	事業執行上の留意事項	①H11 事業執行上の留意事項 (工事・委託)	業者名 格付 市町村名 業者番号 業者が特定され得る記述	
13	工事管理関係書	①耕地課長、主幹打ち合わせ議題	業者名	

16	事務連絡、調整表等	②業者一覧（1）第1回変更1999/9/10	業者番号 格付 団体名 会社名 所在地名 備忘的メモ	
		③業者一覧（1）第1回変更1999/8/9	業者番号 格付 団体名 会社名 所在地名 備忘的メモ	
		④平成11年度（第1回変更）委託業務 訂正6	登録番号 会社名 所在地名	
17	事務引継書	③事業執行上の留意事項	業者名 団体名 市町村名	
		④平成11年度執行計画について	業者番号 会社名 所在地 団体名 地区名	
23	工事業者別指名受注実績	①工事業者別 指名・受注実績及び年度別内訳	指名数 落札数 落札金額	同左 同左 同左
		②年度別指名実績一覧表	指名数 落札数	同左 同左
		③H11工事	指名数 落札数	同左 同左
38	事業執行上の留意事項	①事業執行上の留意事項	業者名 団体名 市町村名	
42	支庁調整表	①道営事業実施打ち合わせ資料	会社名 登録番号 所在地	
43-1	業者変更について	①舗装工事業者の変更について	業者名 業者格付 所在地名	
76	工事業者別受注実績	①業者別受注実績（H9・H10）	指名数 落札数	同左 同左
77	委託業者別受注実績	①業者別受注実績（H9・H10）	指名数 落札数	同左 同左

III 条例第10条第1項第5号に該当する非開示部分及び開示すべき部分

対象公文書名		非開示とした部分	開示すべき部分
1	H11支庁耕地課長会議	①会計検査実施結果	全体
54	支庁耕地課主幹会議資料	①平成11年度会計検査 農水省情報	全体

IV 条例第10条第1項第6号に該当する非開示部分及び開示すべき部分

対象公文書名		非開示とした部分	開示すべき部分
17	事務引継書	②懸案事項	全体（項目を除く）
63	談合情報対応資料	①談合情報処理経過	全体
73	管理課長事務引継書	①管理課長引継資料	内容